

地元等の保護林との関わり、保護対象種の生息・生育状況の脆弱性等を考慮し  
令和2年度以降重点的に対策を実施する保護林を選定

↓  
17保護林

**対策** 資料3-1「保護林の保全に係る対応方針（イメージ）」に基づいて対策を実施

被害レベル3・4 ①奥地森林での捕獲 ②新たなシカ柵設置と奥地森林での捕獲 ③新たなシカ柵設置  
被害レベル0～2 ④フロントライン（新たなシカ柵を検討）

